

## 自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究

中久木康一 東京医科歯科大学 大学院 歯学総合研究科 非常勤講師

### 研究要旨

【目的】本研究においては、自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究として、そのために必要とされる情報の項目を検討し、全国の自治体における現状の災害時の歯科保健医療支援体制を把握したうえで、全国の自治体において災害時の歯科保健医療活動指針やマニュアルが作成されるために必要な情報を作成することを目的とした。

【方法】上記目的のため、以下3つの検討を実施した。

#### 1) 災害時における歯科保健医療活動推進のための指針に必要な項目の検討

自治体における歯科保健活動の政策立案にかかわる可能性のある行政歯科職より、オンラインでの集団インタビュー方式で意見を聴取し、その意見をまとめた。

#### 2) 災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査

全国のすべての都道府県（47自治体）、および保健所設置市・特別区（108自治体）、合計155自治体における「災害時保健医療担当主管部（局）」を対象として、災害時の歯科保健医療に関する体制等を内容とした郵送調査を実施した。本報告書では、「都道府県」および「保健所設置市（保健所設置市および特別区）」に区分して分析を行った。

#### 3) 「災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針」の作成に向けた検討

1)、2)の結果も踏まえて検討し、自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針の作成に結びつくために参考となる文書や資料を作成した。

【結果】1)では、必要な項目として調整に係る役割分担や、フェーズごとの担当一覧などがあげられ、都道府県に対する提示をする場合には、指針として定まっているよりも考え方としての整理を示すほうが活用しやすい可能性が指摘された。

2)においては、自治体における災害時の歯科保健医療体制のために歯科医師会との協定などは結ばれていても、活動指針やマニュアルなどの実際の活動に際する実効性には課題があり、各自治体において活動指針やマニュアルなどが作成されていくための支援が必要であると考えられた。また、災害時要配慮者対応においても、歯科保健支援体制を含めた活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。

3)では、1)、2)の結果を踏まえ、有識者との検討を経て、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」および「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成した。

【まとめ】自治体における災害時の歯科保健活動体制は十分に整備されておらず、これが推進されるための活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。このため、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」、および「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成し、自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成のための条件を整備した。更なる指針作成の推進には、厚生労働省としての方針の提示がなされることが期待される。

### A. 研究目的

大規模災害時には、電気・水道・ガスなどの基本インフラが失われ、衛生的な環境の整わない生活が

長期化することによる健康危機が懸念される。このため、歯科保健医療支援も必要となるが、その体制が自治体の指針やマニュアルなどで定められてい

る地域は未だ少ない。

特に令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症蔓延下の避難所などにおいては、集団生活における感染予防の目的に、常時マスクの着用が要望され、洗面所の利用など歯みがきの環境は更に制限をされて確保しにくくなり、かつ、歯科専門職が直接避難者にアプローチすることも制限されたこともあった。

今後も想定される大規模災害時の健康危機管理の一端として、災害時の歯科保健医療支援体制の整備の推進は必須であると考えられる。

本研究においては、自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた検討として、そのために必要とされる情報の項目を検討し、全国の自治体における現状の災害時の歯科保健医療支援体制を把握したうえで、全国の自治体において災害時の歯科保健医療活動指針やマニュアルが作成されるために必要な情報を作成することを目的とした。

## B. 研究方法

本研究は目的達成のため、以下 3 つの検討を実施した。

- 1) 災害時における歯科保健医療活動推進のための指針に必要な項目の検討
- 2) 災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査
- 3) 「災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針」の作成に向けた検討

### 1. 対象

1) 本研究班での方針に同意いただける、特に自治体（都道府県庁、市区町村、保健所）の政策立案に携わる可能性のある立場の行政歯科職を対象としてお声がけし、都道府県庁 2 名、保健所 3 名（うち 2 名は保健所長）の協力を得た。

2) 全国のすべての都道府県（47 自治体）、および保健所設置市・特別区（108 自治体）、合計 155 自治体の災害時保健医療担当部局を対象とした。

3) 主に都道府県や保健所に勤務する行政歯科職を中心に、実際に災害時の歯科保健医療支援に係る歯科医師会や歯科衛生士会の関係者、また、災害時の健康支援体制の構築に携わっている保健所長である医師や、保健師、管理栄養士、言語聴覚士、システム開発などの専門性のある方に協力を依頼し、

## 2. 方法及び内容

1) オンラインミーティングツールを活用し、集団インタビュー方式で意見聴取を実施した。

2) に、災害時の歯科保健医療に関する自治体としての体制、他組織との連携、要配慮者への対策、および住民への周知を内容としたアンケート調査を郵送にて実施し、自治体における災害時歯科保健医療体制の現状を把握した。

「都道府県」および「保健所設置市（保健所設置市および特別区）」に区分して分析し、区分間の割合の検定にはカイ二乗検定を用い、有意水準は 5 % とした。

3) 研究班会議や検討会を開催し、様々な立場の有識者から意見を集めながら、1)、2) の結果も踏まえて検討し、各自治体において災害時の歯科保健活動推進のための活動指針の作成に結びつくための項目を整理して明示する文書の作成を目指した。

## 3. 期間

1) オンラインでのグループインタビューは、令和 5 年 1 月 26 日に実施した。

2) 調査票は平成 4（2022）年 10 月 13 日に投函・依頼を行い、同年 12 月 9 日を締め切り日として回収を行った。

3) 令和 4 年 7 月から令和 5 年 3 月の間に、7 回に渡ってそれぞれの有識者から意見を聞く機会を設けた。

（倫理面への配慮）

1) 3) においては、インタビュー対象者の個人情報には含まず侵襲を伴わないものであり、十分な倫理的配慮のもとで実施した。

2) については、国立保健医療科学院の研究倫理審査委員会の承認を受けて実施した（承認番号 NIPH-IBRA#12418）。

## C. 研究結果

### 1. 災害時における歯科保健医療活動推進のための指針に必要な項目の検討

具体的に指針に必要とされる項目に対する意見から、最低でも記載しておくべき必要項目を整理し、下記のような項目があげられた。

1. 平時における災害時歯科保健医療体制の整備について

(I) 災害時歯科保健医療体制の整備

- (2) 災害時歯科保健医療活動に係る計画、マニュアル、協定等の整備
- (3) 災害時歯科保健医療に係る研修及び訓練の実施

## 2. 災害時における歯科保健医療活動の実施について

- (1) 災害時の歯科保健医療体制に係る情報の収集及び連携
- (2) 災害時歯科保健医療活動の実施
- (3) 災害時歯科保健医療活動における他の保健医療活動チームとの連携

## 2. 災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査

### 1. 災害時の歯科保健医療体制

保健医療計画「災害時の医療」のなかに、歯科保健医療に関する項目を記載していると回答した都道府県の割合は 75.7%であり、保健所設置市 40.0%と比較して有意に大きかった。

一方で都道府県においても、保健医療調整本部に、歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士など）の災害医療コーディネーターを委嘱していると回答した割合は 18.9%であり、災害時の歯科保健医療対策に関するマニュアル・指針を作成していると回答した割合は 35.1%であった。

### 2. 災害時の歯科保健医療における他組織との連携

歯科医師会と「災害時の歯科保健や歯科医療救護に関する協定」等を独自に締結していると回答した都道府県の割合は 97.3%であり、保健所設置市 72.8%と比較して有意に大きく、日本災害歯科支援チーム（JDAT; Japan Dental Alliance Team）を知っていると回答した都道府県の割合 89.2%であり、保健所設置市 63.0%と比較して有意に大きかった。

一方で、災害時の歯科保健医療支援を行うための連携に関する会議や協議等を 1 年に 1 回以上定期開催していると回答した都道府県の割合は 24.3%、保健所設置市 33.3%であり、歯科保健医療支援を行う者への教育・研修を実施していると回答した都道府県の割合は 21.6%、保健所設置市 8.6%であった。

### 3. 災害時における要配慮者対策

災害時要配慮者への歯科保健項目を入れていると回答した都道府県の割合は 40.5%であり、保健所設置市 21.5%と比較して有意に大きかった。

### 4. 住民への周知

災害時の健康維持対策の一環として、災害時に歯

科保健（口腔ケアなど）がおろそかになると、口腔感染症や誤嚥性肺炎などの健康に影響が出る可能性があることを住民に周知していると回答した都道府県は 56.8%、保健所設置市 44.4%であった。

## 3. 「災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針」の作成に向けた検討

研究班会議や検討会を開催し、様々な立場の有識者から意見を集めながら「自治体の災害時歯科保健医療活動マニュアル」の案を作成した。この案を、更に研究班会議や有識者との検討会において検討し、他の本研究班における結果も踏まえて、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」を作成した。

あわせて、災害時の歯科保健医療活動の必要性や体制の概要を説明し理解を得るための資料の必要性も指摘され、「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成した。

## D. 考察

近年、災害時の自治体における保健医療福祉対策は災害対応の経験とともに見直されて拡充されてきているものの、歯科関係職種は必ずしも全ての自治体に配属されているわけではなく、発災時の歯科保健活動については、歯科関係職種以外が主導して地域の歯科医師会等と連携して活動する必要がある自治体もあり、このための指針やマニュアル等の整備も必要とされる。一方で、自治体における災害時の歯科保健医療活動に関する指針やマニュアル等の整備の参考となる指針等は、未だ厚生労働省からは発出されていない。

全国の自治体に対する調査においては、災害時の歯科保健医療活動の体制づくりは、過去と比較すると進んでいるものの十分ではない実態が明らかとなった。

歯科医師会との「災害時の歯科保健や歯科医療救護に関する協定」の締結や、JDAT（日本災害歯科支援チーム）の認識をしている自治体の割合は比較的高く、歯科医療専門職との連携の体制は構築されてきているものの、その協議や研修が行われている割合は高くなく、災害時の歯科保健医療支援活動の実効性には懸念が残されていた。

また、避難所対策や要配慮者対策に歯科保健医療対策の視点を考慮している自治体や、住民への災害時の健康維持対策として口腔ケアの必要性の周知

をしている自治体も限定的であった。

各自治体の日頃の災害対応や防災活動において、住民や歯科専門職以外の者に対して歯科口腔保健の意義や影響に関する周知・啓発を徹底すること、また要配慮者対応を含む避難所における歯科保健体制の整備が円滑に実施できるよう活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。

自治体における災害時の歯科保健医療支援体制の整備には、自治体ごとの特性にあわせた災害時における歯科保健医療体制に関する活動指針やマニュアルの作成が必要とされており、また、自治体により歯科専門職の本庁や保健所等への配置に違いがあるため、各自治体においての活動指針の作成を促進する「活動指針作成に向けた考え方」として提示することとなった。

また、各自治体において活動指針を作成するためには、まずは各自治体において災害時の歯科保健医療活動の必要性への理解をしていただく必要があり、そのための説明資料の作成を追加した。

## E. 結論

自治体において災害時の歯科保健活動の指針を示すためには、都道府県においては厚生労働省からの、市区町村においては都道府県からの方針の提示が大きな推進材料となることが示唆され、各自治体の特性にあわせて指針を作成するためには、必要な項目ごとに参考となる考え方が提示される形式が要望された。

全国の自治体に対する調査からは、保健医療計画、および災害時の保健医療調整本部への歯科保健医療の関与、災害時における歯科保健医療体制に関する活動指針やマニュアル作成、および歯科専門職種以外への歯科保健に関する研修等の歯科保健医療体制の確立は十分に進んでいないことが明らかとなり、自治体において災害時の歯科保健支援が推進されるための活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。

これらもふまえ、有識者からの意見をいただきながら、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」、および「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成し、自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成のための条件を整備した。

## 謝辞

本研究にあたり、ご助言及びご協力いただきました主に保健医療専門職やシステム構築の有識者の皆様、および、アンケート調査に回答いただきました自治体関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

## F.健康危険情報

なし

## G.研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

中久木康一, 福田英輝, 竹田飛鳥, 柳澤智仁, 安藤雄一, 森谷俊樹, 堀江博, 久保山裕子, 小玉剛, 災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査, 第72回日本口腔衛生学会 第72回日本口腔衛生学会学術大会, 2023年5月19日～5月21日, 大阪府国際交流センター, ポスター発表

## H.知的財産権の出願・登録状況

なし

### 1.特許取得

なし

### 2.実用新案登録

なし

### 3.その他

なし